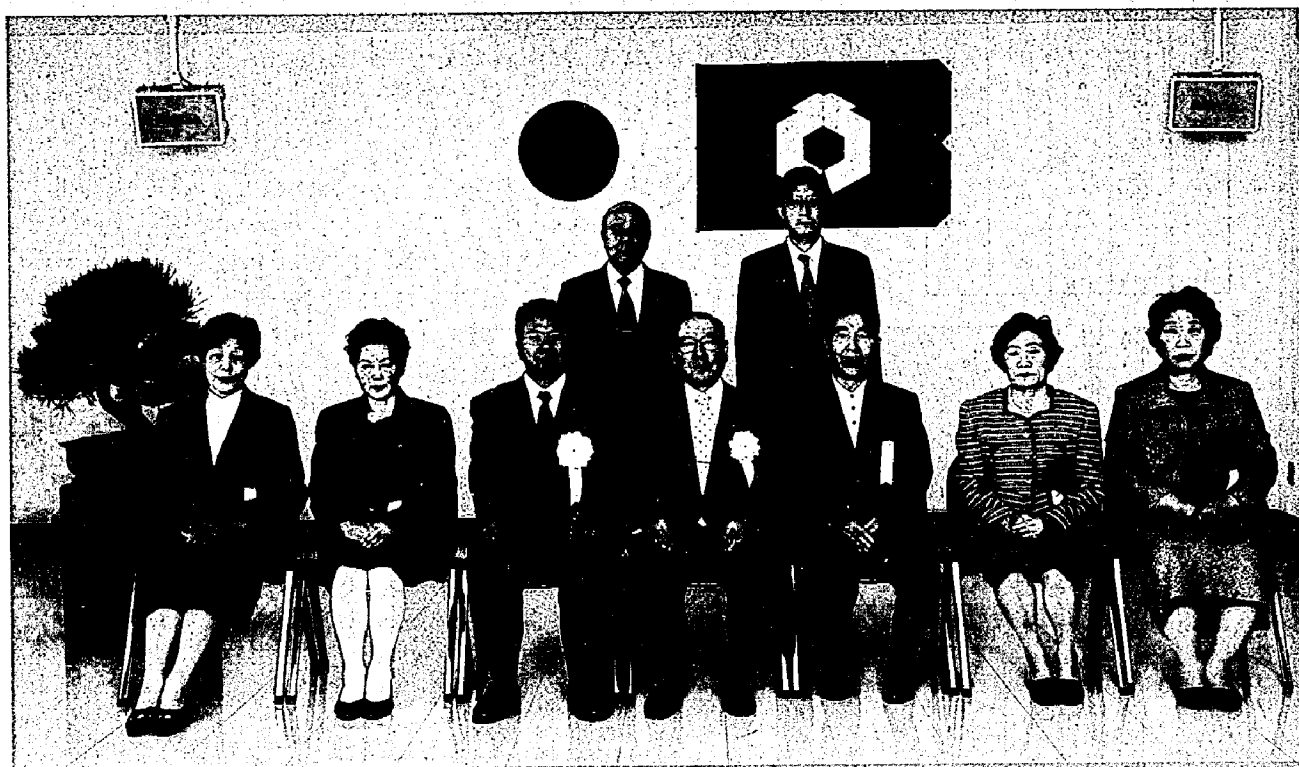


平成13年度亀田町功労者5人を表彰

11月5日、亀田町役場において、平成13年度亀田町功労者の表彰式が行われ、阿部町長より、大倉幸子氏(水道町4丁目・71歳)、平間節子氏(袋津5丁目・69歳)、原田 幸氏(城所1丁目・64歳)、渡邊久子氏(稲葉3丁目・64歳)、吉澤忠太郎氏(城所1丁目・73歳)の5人に表彰状が贈られました。



後列 左から 立川助役、田窪収入役
前列 左から 大倉氏、原田氏、本町議会議長、阿部町長、吉澤氏、平間氏、渡邊氏

《社会福祉功労者》

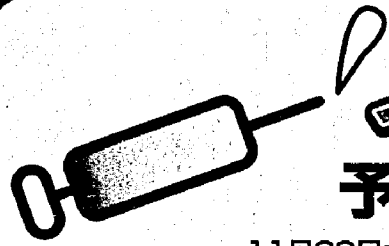
- ◇大倉幸子氏
- ◇平間節子氏
- ◇原田 幸氏
- ◇渡邊久子氏

昭和55年亀田町民生委員・児童委員に就任し現在に至るまで、要保護世帯の援護をはじめ、障害者・母子世帯の自立更生や社会参加の支援および児童の健全育成等の地域福祉の向上に尽力されました。特に要保護世帯の更生に向けては、訪問活動を通じ生活・就労の指導、公的制度の周知活用等について献身的な指導援助に努められ、その功績は地域住民から高く評価されています。

《保健衛生功労者》

- ◇吉澤忠太郎氏

昭和45年亀田町第50区衛生支部長に就任し現在に至るまで、地域の生活環境の整備改善、予防衛生に対する積極的な自立活動を通じ、住民の健康保持と清潔で明るい町づくりのため、地域住民の指導にあたり、他の模範となり、公衆衛生事業の増進に尽力されました。



インフルエンザの 予防接種を受けましょう!!

11月20日から65歳以上の希望者は、インフルエンザの予防接種が
1,050円で受けられるようになりました。

〈接種対象年齢など〉

平成13年11月の法律改正によりインフルエンザ予防接種が受けられるようになりました。法律で決められたインフルエンザの予防接種対象者は接種当日65歳以上の方です。

ただし、接種を受けることは義務ではなく、本人が接種を希望する場合にかぎり接種が受けられます。接種料金4,801円のうち、3,751円を町で助成しますので、1,050円で受けられます。

〈予防接種を受ける前に〉

インフルエンザの予防接種について、説明文（医療機関又は、保健センターにあります）をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや、分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護婦、亀田町保健センターに質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

病気で治療を受けている人、または接種当日の体調が悪い人は接種を受けられない場合もありますので、予防接種を受ける際に担当医師とよく相談してください。

〈予防接種の受け方〉

- ☆接種期間は平成13年11月20日から平成14年3月31日までです。
- ☆接種回数は、期間中に1回接種します。
- ☆接種料金のうち、1,050円を医療機関窓口でお支払いください。
- ☆接種場所は医療機関です。個別に受けてください。（町外の医療機関でも受けられます）
- ☆接種を受けるにはあらかじめ「予約」が必要です。医療機関の診療時間に電話などで、直接申し込み、接種する日時を相談してください。
- ☆接種を受ける際は「接種料金」・「健康手帳」・「保険証」又は「医療受給者証」をお持ちください。
- ☆接種を受ける前に記入する予診票（健康状態を記入する用紙）は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。
- ☆医療機関に予防接種についての説明文がありますので、よく読んで「予診票」と「接種券」を記入してから受けてください。
- ☆説明文・予診票は保健センターにもあります。
- ☆不明なことは、かかりつけの医師または亀田町保健センターにお問い合わせください。

☎381-2111 内線401

町内実施医療機関（アイウエオ順）

医療機関名	電話	医療機関名	電話
阿部医院	☎381-2045	ささがわ小児科クリニック	☎383-5500
おおむら内科クリニック	☎381-2121	佐藤内科医院	☎381-6616
押木医院	☎381-2052	清野医院	☎383-1333
片桐医院	☎381-3320	高橋医院	☎381-2062
亀田第一病院	☎382-3111	堀クリニック	☎382-3031
源昌医院	☎382-7660	松原医院	☎381-2243
こんの脳神経クリニック	☎383-1355	みどり町内科	☎382-5225
斉藤内科・消化器科医院	☎383-3110	ゆきよしクリニック	☎382-3450

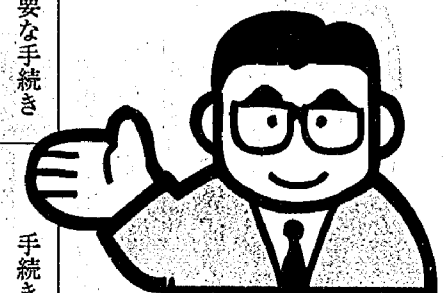
固定資産税一口メモ

固定資産税は、毎年1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有している人（登記名義人）に対して課税される税金です。平成13年中に不動産を売買、相続したり用途を変更した場合など、その後の手続きをしないと課税の誤りや当事者間のトラブルの原因となります。まだ手続きを済ませていない方は、年内中にお願ひします。



土地に関する事例	必要な手続き	手続き先
売却した	所有権移転登記	法務局
相続した	所有権移転登記	法務局
相続人がまだ未定だ	納税管理人の届	税務課固定資産税係
住宅地の一部を貸駐車場にした	用途変更届	税務課固定資産税係

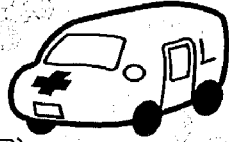
固定資産税が正しく課税されるために
不動産を売買、相続した場合
手続きが必要です！



建物に関する事例		必要な手続き	手続き先
売却した	登記がある建物	所有権移転登記	法務局
売却した	登記がない建物	所有権移転届	税務課固定資産税係
相続した	登記がある建物	所有権移転登記	法務局
相続した	登記がない建物	所有権移転届	税務課固定資産税係
相続人がまだ未定だ	登記がある建物	納税管理人の届	税務課固定資産税係
相続人がまだ未定だ	登記がない建物	納税管理人の届	税務課固定資産税係
取り壊しをした	登記がある建物	建物減失登記	法務局
取り壊しをした	登記がない建物	建物減失届	法務局
店舗や事務所を住宅にした（部分変更も含む）	登記がある建物	表示変更登記	法務局
店舗や事務所を住宅にした（部分変更も含む）	登記がない建物	用途変更届	税務課固定資産税係

※建物を新築・増改築した場合は係員が調査に伺いますので、ご協力願ひします。
問い合わせ 役場税務課固定資産税係
☎381-2111 内線136・137
新潟地方法務局亀田出張所
☎381-2237

献血車ゆうあい号が 来ます



- ◆種類：全血献血
- ◆と き：11月26日(月)
- ◆受付時間：午前10時～11時30分
午後1時～3時
- ◆会 場：保健センター
ご協力いただける方は、受付時間の中で都合のつく時間に直接、会場へお越しください。
全血献血は受付から20分ほどで終わります。
- 問い合わせ…保健センター
☎381-2111 内線404

新潟県立青少年研修センター 平成14年度利用申し込み予約のご案内

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの
利用申し込み予約を次のとおり受け付けます。

申し込み開始 12月1日(土) 午前9時から
受け付け時間 午前9時から午後5時まで
(祝日および年末年始を除く毎日)

申し込み・問い合わせ
新潟県立青少年研修センター
(西蒲原郡巻町大字越前浜5597-1)
☎0256-77-2111
☎0256-77-2114

税 務 課 から の お 知 ら せ

今月は、固定資産税(第4期)の納付月です。お近くの金融機関、もしくは役場会計課で納税してください。

なお、口座振替を希望する方は口座のある金融機関(亀田町内および、亀田町に本店・支店のある新潟市内・横越町内の金融機関に限る)の窓口で手続きをしていただくと、申込月の翌月末日から振替が可能となります。

【訂正】
11月1日号広報かめだ26ページのすこやかにで誤りがありました。お詫びして訂正致します。
(誤) 9月生まれ 洗喜くん
保護者名 恵
(正) 9月生まれ 洗喜くん
保護者名 雪男
11月1日号広報かめだ23ページの福寿大学探訪の部で誤りがありました。お詫びして訂正致します。
(誤) 11月28日(水)
(正) 11月29日(木)

※掲載を希望されない方は、届け出の際に住民課窓口までお申し出ください。
※掲載漏れがあった場合、企画調整課広報係までご連絡ください。

故人	世帯主	町名	区
五十嵐ツル(82)	良次	東本町4	10
伊藤 修(41)	本人	向陽2	17
山田トシミ(81)	本人	中島1	51
長井 雪雄(73)	ヒデ	諏訪1	54
山田 静(82)	晶一	四ツ野4	58

ごめいぶく (10月16日) 31日届出

告知板

お酒で悩んでいる方
お気軽にご相談を
毎週 土曜

■時間 午後7時～9時
■ところ 公民館
■担当 断酒会会員
※個人の秘密は厳守します。

行政相談 12月5日(水)
午前9時～正午

■ところ 社会福祉協議会(新明町1)
☎(381)7221
■相談委員 鈴木 紀子さん
※公共機関の仕事への苦情相談を受け付けます。
お気軽にご相談ください。

心配ごと相談所 火曜

■時間 午前9時30分～午後3時
■ところ 社会福祉協議会
(新明町1)
☎(381)7221

※この時間内に、電話での相談も受け付けます。
個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

犬・猫の引取り 11月29日(木)

■時間 午前8時30分～9時
■ところ 役場環境生活課
■手数料 1匹
(3カ月未満の子犬・子猫は10匹まで)
1,630円分の県の収入証紙
(銀行にて販売)

事情により飼えなくなった犬・猫を引き取ります。希望者は前日までに役場環境生活課に連絡してください。
☎(381)2111 内線155